

院外処方箋における疑義照会事前同意プロトコール

KKR 札幌医療センター 薬剤科

趣旨

患者への薬学的ケアの充実と疑義照会における待ち時間短縮および処方医師の負担軽減を図る目的で本取決めを運用することとする。

なお、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項(処方せんによる調剤)に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

ただし、処方箋中に疑わしい点がある時は、薬剤師法第 24 条(処方せん中の疑義)に基づき、必ず疑義照会を行い、疑わしい点を確かめた後で行うこととする。

《処方変更に係る原則》

- ・事前同意プロトコールに基づく疑義照会の運用は、当院及び保険薬局双方による「疑義紹介事前同意における合意書」の締結をもって実施されること
- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・患者に十分な説明(適正な服用・使用方法、安定性、価格等)を行い、同意を得た上で変更する。
- ・麻薬及び抗悪性腫瘍剤は対象外とする。

1. 各種問い合わせ窓口

①処方内容(調剤に関する疑義など)・プロトコール・トレーシングレポートに関すること

受付時間:平日 午前 8 時 30 分～午後6時

受付時間:土 午前 8 時 30 分～午後 13 時

FAX:011-832-3257 薬剤科

②保険関係(保険者番号、公費負担など)

受付時間:平日 午前 9 時から午後 5 時

TEL:011-832-8725 医事課

2. 処方変更・調剤後の連絡

本プロトコールによる変更を行った場合は処方箋備考欄に変更内容とともに「事前合意による変更」と記載する。お薬手帳には変更内容及び「事前合意済み事項に基づき変更」と記載し、次回の診察時に医師に見せるよう必ず患者に説明する。お薬手帳を持参していない、もしくは患者の手帳管理に不安を感じる場合は、本プロトコールの対象外とする。

本プロトコールの合意締結の有無に拘らず
残薬調整は、残薬調整に関するトレーシングレポートでの情報提供が必要となる(4項参照)。
後発品の変更調剤は全て連絡不要とする。

3. 疑義照会不要例

①成分名が同一の銘柄変更

例:グラクティブ錠50mg → ジャヌビア錠 50mg
タケプロン OD 錠15mg → ランソプラゾール OD 錠15mg

※先発品同士、後発品から先発品への変更でも可能。

※ただし生活保護については生活保護法等関係する法令の遵守を優先すること。

②剤形の変更

例:アムロジピン錠 5mg → アムロジピン OD 錠 5mg
(粉砕)カルボシステイン錠 500 mg 1錠 → カルボシステイン DS50% 1g

※適応・効果等に相違がない場合、用法・用量が変わらない場合のみ可(体内動態等も考慮)。

※クリーム剤→軟膏、軟膏→クリーム剤の変更は疑義照会が必要。

③複数規格製剤がある場合の処方規格の変更

例:フロセミド錠 40mg 錠 1回 0.5錠 → フロセミド錠 20mg 錠 1回 1錠

※適応症が変わる場合、疑義照会が必要。

※薬価等を考慮し、患者の同意が得られていること。

④服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉砕、混合すること(規格追加も含む)。

例:(半割)バクタ配合錠 1錠 → 1/2錠に割って分包

⑤処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること(コメントに「一包化不可」とある場合は除く)。

※アドヒアランス不良が、一包化により改善されると判断できる場合に限る。

※一包化を外すことも可。

⑥湿布薬や軟膏での規格変更に関すること(合計処方量が変わらない場合)。

例:ロコイド軟膏 0.1%(5g)2本 → ロコイド軟膏 0.1%(10g)1本

⑦患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更(成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする)。

例:ロキソニンパップ 100mg → ロキソニンテープ 100mg

⑧DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週 1 回、月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)。

例:(他の処方薬が 14 日分処方するとき)

ザファテック錠 100mg (週 1 回製剤)1 錠 分 1 朝食後 14 日分 → 2 日分

ベネット錠 17.5mg (週 1 回製剤)1 錠 分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

⑨内用薬の用法が頓服あるいは回数指定で処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合(薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む)の用法の変更・追記。

例:フロセミド錠 20mg 1 錠 1 日 1 回 → 1 日 1 回「体重が 60kg を超えた時」

カロナール錠 200mg 1 回 1 錠 医師の指示通り→発熱疼痛時

⑩外用剤の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が処方医より口頭で指示されており、患者面談を行った上で、用法が明確な場合の変更・追記。

例:モーラステープ 20mg(7 枚/P) 1 包 1 日 1 枚 7 日分相当 → 1 日 1 枚 7 日分相当「腰」※適用回数、適用部位は添付文書に記載されている回数、部位の範囲内で行う。

⑪「1 日おきに服用」「透析日」「月・水・金」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)。

例:(他の処方薬が 30 日処方の時)

バクタ配合錠 1 錠 分 1 朝食後 1 日おき 30 日分 → 15 日分

⑫経腸栄養剤の患者希望によるフレーバー変更。

例:ラコール NF 配合経腸用液 200mL(ミルク) → (コーヒー)

⑬医師了解のもとで処方されている用法。

例:漢方薬の「食後」投与

抗アレルギーや H2blocker、消化性潰瘍治療剤の 1 日 2 回「朝・夕食後」投与

⑭経過措置などによる一般名への変更による名称変更。

例:マグラックス錠 330mg → 酸化マグネシウム錠 330mg

4. 残薬調整に関する疑義照会不要例

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)。

例: プラビックス錠 75mg 30 日分 → 27 日分 (3 日分残薬があるため)

ルリコンクリーム 1% 3 本 → 2 本 (1 本残薬があるため)

※受診できない場合や災害等の対策として、予備の必要性を患者と十分話し合ったうえで、余裕をもって残薬調製に係る処方日数及び数量の変更、削除を行ってください。

※残薬調整を行った場合は、必ず残薬調整に関するトレーシングレポートを用いて残薬が生じた理由に関する情報提供をお願いします。この報告が無い場合、次回診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守してください。

※処方箋における「残薬確認した場合の対応」において、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は、疑義照会した上で変更してください。

※著しくアドヒアランスが不良な場合など事後連絡では治療上問題がある場合は、残薬が生じた理由を添えて疑義照会してください。

5. その他

※トレーシングレポート等の情報は、KKR 札幌医療センターホームページの薬剤科 (https://www.kkr-smc.com/web/department/details/post_2.html)をご覧ください。